



兼松エンジニアリング株式会社

第**54**期

定時株主総会 招集ご通知

2024年4月1日 ▶ 2025年3月31日

日時

2025年6月18日(水曜日)午前10時

場所

高知市高須砂地155番地
セリーズ
3階レインボーホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件

兼松エンジニアリング株式会社

証券コード：6402

証券コード 6402
2025年6月2日
(電子提供措置の開始日 2025年5月26日)

株 主 各 位

高 知 市 布 師 田 3981 番 地 7
兼松エンジニアリング株式会社
代表取締役社長 山 本 琴 一

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第54期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.kanematsu-eng.jp/ir/ir05.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月17日(火曜日)午後5時30分までに折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月18日(水曜日)午前10時
2. 場 所 高知市高須砂地155番地
セリーズ
3階レインボーホール
3. 目的事項
報告事項 第54期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件

4. 招集に当たっての決定事項

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎当日は軽装(フールビズ)にてご対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第54期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき50円
(うち、普通配当12円・特別配当38円)

総額244,411,250円

3 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月19日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(5名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名(年齢)	現在の当社における地位	取締役会への 出席状況
1	やま もと 山本 琴一 (満66歳) 再任	代表取締役社長	21/21回 (100%)
2	きた むら 北村 和則 (満53歳) 再任	常務取締役	21/21回 (100%)
3	くろ だ 黒田 誠 (満52歳) 新任	東日本支社・ 西日本支社執行役員	—
4	た なべ 田辺 良彦 (満56歳) 新任	技術開発部兼 生産設計部執行役員	—
5	なが やま 長山 育男 (満57歳) 再任 社外 独立役員	取締役	20/21回 (95%)
6	そ がわ 十川 智基 (満51歳) 再任 社外 独立役員	取締役	21/21回 (100%)

(注)各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。

株主総会参考書類

候補者
番 号

1

やま もと
山本

さん いち
琴一

(1958年7月1日生 満66歳)

再任

取締役在任期間

16年

取締役会出席状況

21/21回(100%)

諮問委員会出席状況

11/11回(100%)

所有する当社株式の数

476,900株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年7月	当社入社	2001年6月	常勤監査役
1990年7月	有限会社立花溶材商会出向	2009年6月	取締役
1992年1月	当社製造部主任	2013年6月	常務取締役
1996年7月	営業管理部係長	2016年6月	代表取締役専務
1998年10月	内部監査室係長	2019年6月	代表取締役社長(現任)

取締役候補者とした理由

山本琴一氏は、長年に渡り当社の代表取締役を務め経営を担っており、重要な意思決定と業務遂行に対する監督機能を適切に果たしてきました。引き続き当社の事業成長と企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番 号

2

きた むら
北村

かず のり
和則

(1972年1月7日生 満53歳)

再任

取締役在任期間

7年

取締役会出席状況

21/21回(100%)

所有する当社株式の数

27,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月	当社入社	2018年6月	取締役執行役員
2010年4月	品質保証部マネージャー	2019年4月	取締役
2011年4月	営業部マネージャー	2022年4月	常務取締役(現任)
2014年4月	営業部門統括執行役員		

取締役候補者とした理由

北村和則氏は、生産部門、営業統括業務に携わった豊富な業務経験を有し、営業部門と管理部門の統括役員として幅広い役割を担い、これらの分野の豊富な経験と高い見識を有し、当社の成長に貢献してきました。引き続き当社の事業成長と企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者となりました。

株主総会参考書類

候補者
番 号

3

くろ だ
黒田

まこと
誠

(1973年3月23日生 満52歳)

新 任

取締役在任期間

—

取締役会出席状況

—

所有する当社株式の数

1,184株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月	当社入社	2016年4月	東日本支社長
2010年4月	西東京支店長	2017年4月	東日本支社・西日本支社長
2015年4月	東日本支社長兼東西東京支店長	2019年4月	東日本支社・西日本支社執行役員(現任)

取締役候補者とした理由

黒田誠氏は、当社に入社以来長年に渡り営業部門を指揮し、執行役員を務め、営業の重要事項の決定及び業務執行に対する適切な役割を果たしてきました。その豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。

候補者
番 号

4

た なべ
田辺

よし ひこ
良彦

(1968年7月12日生 満56歳)

新 任

取締役在任期間

—

取締役会出席状況

—

所有する当社株式の数

2,900株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年1月	当社入社	2022年4月	技術部執行役員
2019年4月	技術部マネージャー	2023年4月	技術開発部兼生産設計部執行役員(現任)

取締役候補者とした理由

田辺良彦氏は、技術及び製品開発分野に関する豊富な経験と知識を有しており、当社の製品開発と技術力の向上に貢献してきました。技術力の経験及び見識は、今後の企業価値向上に欠かせないものと判断し、また、その豊富な経験と知識をもとに、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。

株主総会参考書類

候補者
番 号

5

なが やま
長山

いく お
育男

(1967年10月22日生 満57歳)

再任 社外 独立役員

取締役在任期間

6年

取締役会出席状況

20/21回(95%)

諮問委員会出席状況

10/11回(91%)

所有する当社株式の数

3,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年4月 高知弁護士会 弁護士登録
1997年4月 岡村直彦法律事務所入所(現任)
(現 岡村・長山法律事務所)

2019年6月 当社取締役(現任)

重要な兼職の状況

弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長山育男氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと期待されることから、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

候補者
番 号

6

そ がわ
十川

とも き
智基

(1973年12月27日生 満51歳)

再任 社外 独立役員

取締役在任期間

4年

取締役会出席状況

21/21回(100%)

諮問委員会出席状況

11/11回(100%)

所有する当社株式の数

3,800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年10月 朝日監査法人
(現 有限責任 あずさ監査法人)入社
2004年5月 公認会計士登録
2009年7月 十川公認会計士事務所所長(現任)
2009年8月 税理士登録

2009年10月 朝日税理士法人代表社員(現任)
2013年6月 株式会社滝澤鉄工所取締役
(現 株式会社TAKISAWA)
2016年6月 同社取締役監査等委員
2021年6月 当社取締役(現任)

重要な兼職の状況

公認会計士・税理士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

十川智基氏は、他社における社外役員としての豊富な経験と高い見識に加え、公認会計士及び税理士の資格も有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社の中長期的な企業成長に向けた様々な助言や意見が期待されることから、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 長山育男及び十川智基の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。
 3. 当社は長山育男及び十川智基の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
 4. 当社は保険会社との間で役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の遂行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
 5. 長山育男及び十川智基の両氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
 6. 長山育男及び十川智基の両氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 7. 長山育男及び十川智基の両氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 8. 黒田誠氏の所有する当社株式は、2025年3月31日現在の兼松エンジニアリング従業員持株会を通じての保有分を含めて記載しております。同氏が取締役就任した場合には、従業員持株会の規約に基づき、持分引出等の退会に際しての処理が行われます。

株主総会参考書類

(ご参照)

- 1 当社は環境整備機器メーカーとして、技術、研究開発への取り組みと、リスク管理・コンプライアンスを遵守した製品・サービスの提供を、経営理念及び経営計画としております。
- 2 当社の取締役は知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、業務執行取締役4名と独立社外取締役2名の計6名が就任予定です。社外取締役には、経営の監督機能を果たすため、幅広い経験及び豊富な見識等を有する人材を選任しております。
- 3 代表取締役(1名)、社外取締役(2名)、社外監査役(2名)及び常勤監査役(1名)で構成する諮問委員会を設置、社外取締役の中から議長を選任し、役員報酬の妥当性や取締役候補者・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続きの妥当性検証の事項に関し取締役会に意見を述べる役割・責務を担っております。

本株主総会において各取締役候補者及び各監査役候補者が選任された場合のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

取締役・監査役 (現任・候補者含む)		社内外	専門性と経験							
			企業 経営	営業	技術・ 研究・ 開発	生産	人事・ 労務	財務・ 会計	IT・ デジタル	法務・ コンプライアンス・ リスク 管理
取締役	山本 琴一	社内	●				●	●	●	●
	北村和則	社内	●	●		●	●		●	●
	黒田 誠	社内		●	●					●
	田辺良彦	社内		●	●	●				●
	長山育男	社外					●			●
	十川智基	社外						●		
監査役	中野守康	社内					●			●
	高芝貴彦	社外						●		
	岩田 誠	社外			●				●	

以 上

1 会社の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、いくつかの重要な転換点を迎え、日経平均株価はバブル期を超える水準に達し、史上最高値を更新しました。日本銀行の利上げにより17年ぶりに政策金利が0.5%となったことや、公示地価上昇率及び春闘賃上げ率がバブル期以来の伸びを記録する等、インフレ経済への回帰が見られました。これらの動きは、デフレ脱却に向けた大きな転換点となり、経済全体にポジティブな影響を与えました。一方で、物価上昇の継続に伴う個人消費に及ぼす影響や、通商政策等アメリカの政策動向による影響などが、我が国の景気を下押しするリスクとなっております。

かかる状況下、当期においては、引き続き主力製品の需要は堅調に推移し、大型機種の販売増加、シャシの入庫が安定し期初計画どおりに生産活動が順調に進んだこと及び部材高騰の影響が一巡したこと等により、増収・増益の結果となりました。

また、足元の受注環境は引き続き好調であり、受注残高は、前期を上回る高水準で推移しております。

経営成績につきましては、前期に比べ受注高は258百万円増の14,651百万円(前期比1.8%増)、受注残高は1,351百万円増の11,509百万円(前期比13.3%増)となりました。

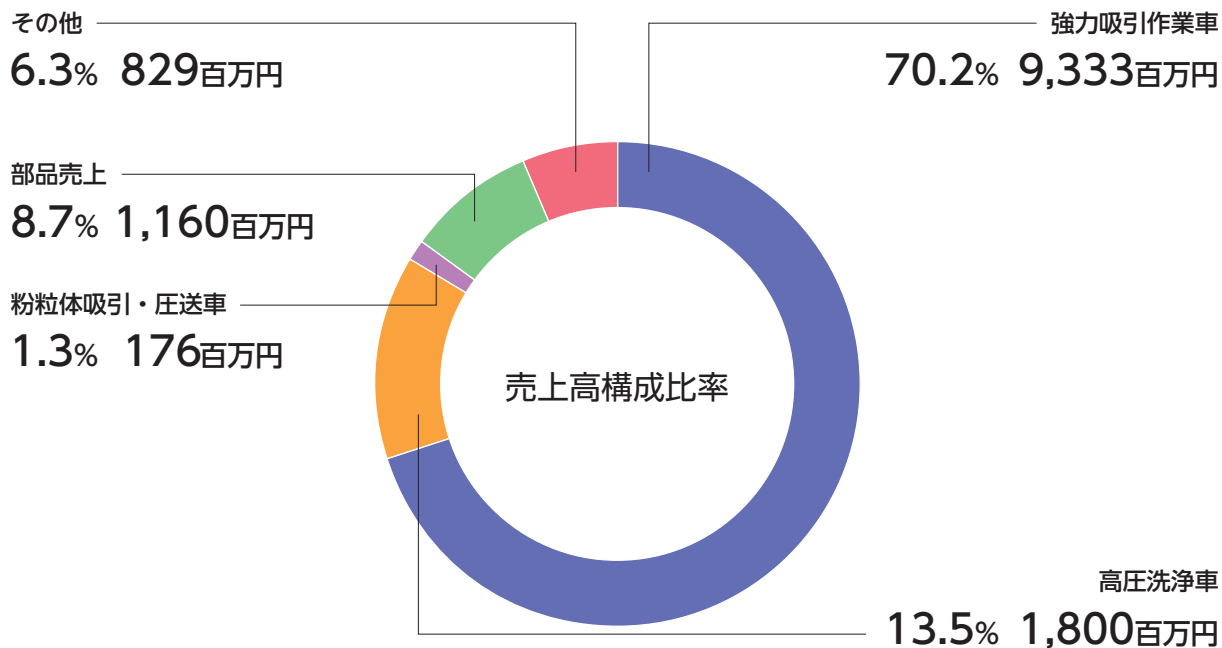
売上高は896百万円増の13,300百万円(前期比7.2%増)となりました。これは主にその他特殊製品等の売上高が前期に比べ250百万円減の829百万円及び粉粒体吸引・圧送車の売上高が前期に比べ65百万円減の176百万円となりましたが、強力吸引作業車の売上高が前期に比べ743百万円増の9,333百万円及び高圧洗浄車の売上高が前期に比べ476百万円増の1,800百万円となったことによるものであります。

営業利益は145百万円増の954百万円(前期比18.0%増)となりました。売上総利益は371百万円増の3,199百万円(前期比13.1%増)となりましたが、人員増に伴う人件費の増加等により、販売費及び一般管理費が226百万円増の2,245百万円(前期比11.2%増)となったことによるものであります。

経常利益は143百万円増の973百万円(前期比17.4%増)となりました。営業外収益は主に受取賃貸料19百万円によるものであり、営業外費用は主に支払利息9百万円によるものであります。

当期純利益は独立行政法人国際協力機構の補助金収入を計上したこともあり、税引前当期純利益は995百万円(前期比18.8%増)となり、税効果会計適用後の法人税等負担額は294百万円(前期比34.7%増)となりました。この結果、当期における当期純利益は81百万円増の700百万円(前期比13.2%増)となりました。

なお、製品別の売上高は次のとおりであります。



分類	売上高(千円)	構成比(%)	前期比増減率(%)
強力吸引作業車	9,333,615	70.2	+8.7
高圧洗浄車	1,800,312	13.5	+36.0
粉粒体吸引・圧送車	176,200	1.3	△27.0
部品売上	1,160,665	8.7	△0.7
その他	829,966	6.3	△23.2
合計	13,300,759	100.0	+7.2

強力吸引作業車

売上高	9,333百万円(前期比8.7%増)
受注残高	8,800百万円(前期比5.5%増)

販売台数の減少はありましたが、大型機種の販売比率の増加及びインフラ整備事業などの需要は好調であり、前期を上回る売上高及び受注残高となりました。

業績につきましては、前期に比べ受注高は682百万円減の9,791百万円(前期比6.5%減)、売上高は743百万円増の9,333百万円(前期比8.7%増)、受注残高は457百万円増の8,800百万円(前期比5.5%増)となりました。



強力吸引作業車(LS-04BGP)



超強力吸引作業車(SQ-13BVP)

高圧洗浄車

売上高	1,800百万円(前期比36.0%増)
受注残高	1,652百万円(前期比30.4%増)

下水道関係のインフラ整備事業の更新・増車の需要は引き続き増加しており、高水準を維持し、前期を上回る売上高及び受注残高となりました。

業績につきましては、前期に比べ受注高は492百万円増の2,185百万円(前期比29.1%増)、売上高は476百万円増の1,800百万円(前期比36.0%増)、受注残高は384百万円増の1,652百万円(前期比30.4%増)となりました。



高圧洗浄車(JS-04S2320A)

粉粒体吸引・圧送車

売上高	176百万円(前期比27.0%減)
受注残高	282百万円(前期比60.6%増)

前期は5台、当期は3台の売上となりました。工場関係向けの需要は、製品原料の輸送や作業環境維持といった目的で継続しております。

業績につきましては、前期に比べ受注高は61百万円増の282百万円(前期比27.9%増)、売上高は65百万円減の176百万円(前期比27.0%減)、受注残高は106百万円増の282百万円(前期比60.6%増)となりました。



粉粒体吸引圧送車(NS-20BVYT)

部品売上

売上高	1,160百万円(前期比0.7%減)
-----	--------------------

部品は高水準で堅調に販売されましたが、受注高・売上高ともに前期に比べ7百万円減の1,160百万円(前期比0.7%減)となりました。



フローゲージ



長円型レベル窓



送り出し装置用タイヤ

その他

売上高	829百万円(前期比23.2%減)
受注残高	774百万円(前期比107.9%増)

その他は上記に属さない製品、中古品の販売及び修理改造等であります。当期は、製鉄所構内で使用される「路面清掃車」、「定置式吸引機」及び柑橘類果皮から精油抽出等の「マイクロ波抽出装置」等特殊製品の売上を計上しております。

業績につきましては、前期に比べ受注高は393百万円増の1,231百万円(前期比46.9%増)、売上高は250百万円減の829百万円(前期比23.2%減)、受注残高は401百万円増の774百万円(前期比107.9%増)となりました。



路面清掃車(RR-07BJ)

(2)設備投資等の状況

当期において実施した設備投資の総額は75百万円であります。

主に、情報機器購入及びネットワーク関連支出、生産設備及び社有車の維持更新であります。

(3)資金調達の状況

当期中、特記すべき資金調達はありません。

(4)研究開発の状況

当期における研究開発費は、マイクロ波減圧乾燥装置の研究開発55百万円及びマイクロ波炭化技術の研究開発46百万円等を含め、総額は112百万円であります。

(5)対処すべき課題

2026年3月期から2028年3月期までの3年間にわたる中期経営計画では、スローガン「つねぜん・T U N E Z E N -」のもと、「100年、その先へと続く企業をめざし、伝統の継承、変化への適応、革新への挑戦により、“必要とされる企業”へと常に前進する。」をビジョンとし、以下の重点実施事項に取り組んでまいります。

【重点実施事項】

[事業基盤の強化]

① 生産性向上

品質基準の明確化、原価管理の強化、生産計画の一貫管理により、Q・C・Dのパフォーマンスを上げる。

② サプライチェーンの再構築

既存サプライヤーとの関係強化と、新規サプライヤーの発掘により、製品・サービスの競争力を高める。

③ 技術・技能の伝承・教育

技術・技能を集積、伝承のためのマニュアルや育成プログラムを整備し、人財育成を進める。

④ コスト低減

「品質」を最優先に、トラブルによる資源・労力・機会の逸失を防ぐ。また、循環型社会に則した生産活動により、環境負荷低減とコスト低減を両立させる。

[ワークライフバランスの充実]

① DXの取組

100年続く企業を目指し、DXを活用して、個々の技術・知見を次世代へ継承し発展させ、また、業務の変革を推進する事で、本来注力すべきことに注力できる環境を作る。

事業報告

② インナーブランディングの取組

新人事制度の浸透と、理念浸透や文化醸成により、従業員満足度を向上させ、皆が誇れる会社になる。

③ 労働環境の整備

適正な時間管理(ムダ・ムラ・ムリの削減)、働きやすい環境の提供、健康経営の実践により、働き甲斐のある職場を作る。

[価値の提供]

① 主力製品の確立・進化

技術・品質・製品の基準化、規格化や、モデルチェンジによる製品の進化により、市場のニーズに応え続ける。

② 新市場・新製品への挑戦

海外市場や既存製品の用途開発による国内市場の開拓、エコイノベーション推進部取り扱い製品の拡販、新技術の活用により、新市場・新製品開発に挑み続ける。

③ コンプライアンス

常にコンプライアンス重視の企業活動を継続するため、更なる意識高揚や必要な社内ルールの再整備を行う。

④ アウターブランディングの取組

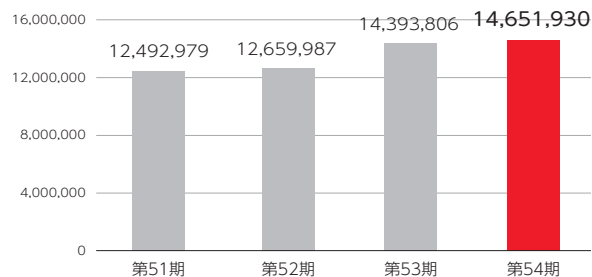
インナーブランディングで認識される会社の良さを対外的に認知拡大させて、市場や社会におけるブランドの存在感を高める。

(6)財産及び損益の状況

区分	第51期 (2022年3月期)	第52期 (2023年3月期)	第53期 (2024年3月期)	第54期(当期) (2025年3月期)
受注高 (千円)	12,492,979	12,659,987	14,393,806	14,651,930
売上高 (千円)	11,871,124	11,335,810	12,403,939	13,300,759
経常利益 (千円)	1,025,717	732,561	829,331	973,261
当期純利益 (千円)	750,277	754,360	618,917	700,690
1株当たり当期純利益 (円)	141.30	156.21	126.79	143.38
総資産 (千円)	12,811,661	13,754,822	13,383,171	12,079,345
純資産 (千円)	5,712,404	6,288,026	6,641,945	7,140,356
1株当たり純資産額 (円)	1,187.25	1,288.01	1,360.76	1,460.73

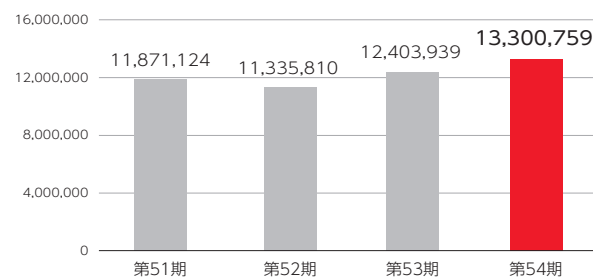
受注高

(千円)



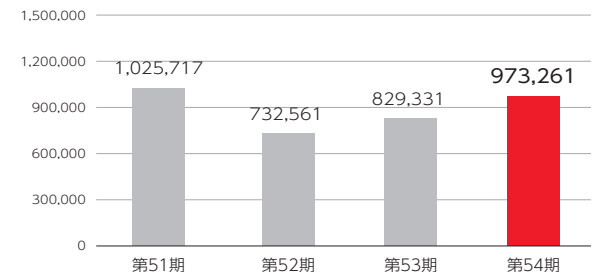
売上高

(千円)



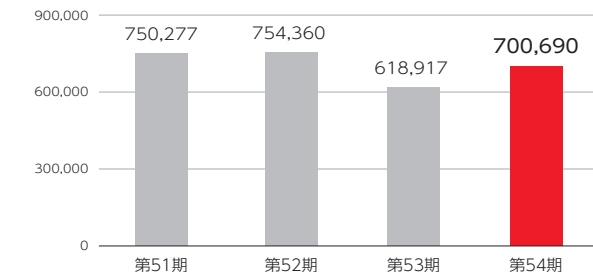
経常利益

(千円)



当期純利益

(千円)



(7)主要な事業内容

当社は、主に強力吸引作業車、高圧洗浄車、汚泥脱水機・減容機等の環境整備機器の製造販売を行っております。強力吸引作業車は、道路での側溝清掃、土木建築現場での汚泥吸引、工場での乾粉等各種産業廃棄物の吸引回収に利用されております。高圧洗浄車は、下水道管、側溝、タンク、熱交換器等の洗浄作業に利用されております。また、汚泥脱水機・減容機は、中間処理場での汚泥の脱水、減容化に利用されております。

- ① 当社は、環境整備機器の開発、設計、組立、塗装、検査、販売を行っております。なお、製品の部品製作については、外注先に委託し、その委託管理は当社の調達部が担当しております。
- ② 特定の外注先には、高圧洗浄車の組立及び製品の塗装を委託しております。高圧洗浄車の組立先及び製品の塗装先は、当社の所有する工場にて作業を行っております。
- ③ 製品のアフターサービスは、全国に配置した支店・営業所と当社指定サービス工場が行い、技術サービス部がその指導・調整・管理に当たり、統括管理を行っております。なお、当社と指定サービス工場は、サービス業務の円滑な運営及び当社製品の販売に関する情報交換等を図る目的で「KCSネットワーク」を組織しております。
- ④ 輸出入向け販売は、ODAによるものが主であり、特定のメーカー及び専門商社にて行っております。また、当社の行う輸出入販売は海外課が担当しております。

(8)主要な営業所及び工場

本 社	社	高知県高知市布師田3981番地7
本 社 西 工 場		高知県高知市布師田3981番地4
(塗 装 工 場)		
テ ク ノ バ ー ス		
生 産 技 術 セ ン タ ー		高知県高知市一宮4786番34
検 査 出 荷 セ ン タ ー		高知県高知市一宮4786番33
東 京 支 店 / 西 京 支 店		東京都中央区
東 北 ・ 北 海 道 支 店		仙台市太白区
名 古 屋 支 店		名古屋市北区
大 阪 支 店		大阪府摂津市
中 四 国 支 店		広島県東広島市
福 岡 支 店		福岡市中央区
札 幌 営 業 所		札幌市厚別区
四 国 営 業 所		高知県高知市(本社内)

(9)主要な借入先及び借入額

借入先	借入額(千円)
株式会社四国銀行	755,000
株式会社伊予銀行	337,500
株式会社三井住友銀行	390,013

(10)従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
266名	10名増	39.6歳	13.5年

2 会社の株式に関する事項

- (1)発行可能株式総数 17,576,000株
 (2)発行済株式の総数 4,888,225株(自己株式675,775株を除く)
 (3)株主数 2,935名(前期末比464名増)
 (4)大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
山 本 琴 一	476,900	9.76
兼松エンジニアリング従業員持株会	336,200	6.88
三 谷 公 男	319,420	6.53
山 口 隆 士	297,532	6.09
山 本 吾 一	262,860	5.38
柳 川 裕 司	197,860	4.05
株式会社四国銀行	152,100	3.11
坂 本 洋 介	108,700	2.22
三 谷 仁 男	97,500	1.99
佃 維 男	71,700	1.47

(注) 1. 当社は、自己株式(675,775株)を保有しておりますが、上記表には記載しておりません。
 2. 持株比率は、自己株式(675,775株)を控除して計算しております。

(5)当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当期中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の取締役に対して、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、当社の監査役については、上記の目的に加えて、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することも目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数(株)	交付対象者数(名)
取締役(社外取締役を除く)	6,900	3
監査役(社外監査役を除く)	900	1
社外取締役	600	2
社外監査役	600	2

3 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 本 琴 一	
代表取締役専務	柳 井 仁 司	
常務取締役	北 村 和 則	
取締役	長 山 育 男	弁護士
取締役	十 川 智 基	公認会計士・税理士
常勤監査役	中 野 守 康	
監査役	高 芝 貴 彦	税理士
監査役	岩 田 誠	高知工科大学 副学長 株式会社DDSNA 取締役

- (注)1. 長山育男及び十川智基の両氏は、社外取締役であります。
 2. 高芝貴彦及び岩田誠の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役高芝貴彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 社外取締役長山育男及び十川智基の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 5. 社外監査役高芝貴彦及び岩田誠の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2)責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4)当期に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬は「役員規程」に基づき、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮して決定しております。加えて、常勤取締役の報酬等の額等については、所管する部門毎の年間活動目標の自己評価及び取締役会への説明も考慮して決定しております。

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2024年6月19日であり、決議後の内容は、取締役の報酬総額を年額220百万円以内(うち社外取締役分は年額12百万円以内)、決議時の取締役は5名(うち社外取締役は2名)となっています。また、当社の監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2005年6月21日であり、決議後の内容は、監査役の報酬総額を年額40百万円以内、決議時の監査役は4名となっています。

また、企業価値の持続的向上を図るインセンティブ及び株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として上記報酬額の内枠として株式報酬(譲渡制限付株式報酬)を導入しております。

当社の取締役及び監査役の株式報酬(譲渡制限付株式報酬)に関する株主総会の決議年月日は、2024年6月19日であり、決議後の内容は、取締役につき年額13百万円以内(うち社外取締役分は年額1百万円以内)、監査役につき年額2百万円以内となっています。また、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役につき年間13,000株以内(うち社外取締役分は年間1,000株以内)、監査役につき年間2,000株以内となっています。なお、決議時の取締役は5名(うち社外取締役は2名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)となっています。

報酬の額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内で、取締役の報酬は、固定報酬総額、業績連動報酬(賞与)総額及び株式報酬について諮問委員会の答申を受け、取締役会で決定しております。また、監査役の報酬は監査役の協議で決定しております。

当社の役員報酬は固定報酬、業績連動報酬(賞与)及び株式報酬(譲渡制限付株式報酬)から構成されております。業績連動報酬(賞与)は、世間水準及び経営内容、従業員平均年収等を考慮して決定しておりますが、増益時における常勤取締役の業績連動報酬(総額)の対前年度比伸び率は、同期間の経常利益増加率の範囲内を原則としております。

当期における役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び諮問委員会の活動は、以下のとおりであります。

- ・原則年3回(7月、10月、1月)の諮問委員会で、役員賞与引当金の妥当性を議論し取締役会に答申し、同答申を踏まえ、取締役会で決定しております。
- ・4月開催の諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で業績連動報酬(賞与)総額を決定しております。
- ・業績連動報酬(賞与)総額の役職ごとの配分につきましては、常勤取締役が経営の立場から、各々所管する部門毎に年間の活動目標を定め、その結果を取締役会で説明し、その内容を踏まえ、諮問委員会の答申を参考に代表取締役が起案し、取締役会で決定しております。固定報酬については、前記常勤取締役の自己評価と6月開催の諮問委員会の答申を基に、取締役会で決定しております。

当期の賞与の額については、当期の経常利益973百万円(実績)に基づき、「3. 役員賞与(業績連動報酬に該当する金銭報酬)の決定に関する方針」に則って、上記の決定プロセスを経て決定しております。

取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役報酬は、業績向上による持続的な成長と、中長期的な企業価値向上に資することを基本方針とし、株主利益と連動した報酬体系となるよう設計いたします。業務執行取締役の報酬は、その与えられた役割、職務、職位の報酬基準に基づいて設定した固定報酬、各事業年度の会社業績(特に経常利益)及び各所管部門における業務目標の達成等を反映した役員賞与、企業価値の持続的向上を図るインセンティブ及び株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする非金銭報酬等としての株式報酬(譲渡制限付株式報酬)により構成するものとします。

2. 固定報酬(金銭報酬)に関する個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬については、月額固定報酬によるものとし、「役員規程」に基づき、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮して決定しております。

3. 役員賞与(業績連動報酬に該当する金銭報酬)の決定に関する方針

諮問委員会の審議内容を「報酬に関する審議」と「指名等に関する審議」に分け、前者に関しては、委員を「常勤監査役＋社外役員」、後者に関しては従来通り「代表取締役＋社外役員」とします。

業務執行取締役に支給する賞与の額(支給総額)については、対象事業年度の経常利益(役員賞与控除前)×3%を基準とし、勘案すべき事情がある際には、掛け率を2.5%から3.5%の範囲で定めます。掛け率の判定は、諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定します。

なお、当該業績指標を選定した理由は、利益重視の当社経営方針に合致し、且つシンプルで分かりやすい指標である為です。

個々の業務執行取締役の業績連動報酬は、役位別のポイント×評価係数で算出し、評価係数は取締役評価シートでの評価を用います。

評価プロセスは、四半期毎の『取締役評価シート』での業績報告に対して、諮問委員会にて質疑内容を取り纏め、取締役会にて活動の進捗等について協議致します。最終的に業務執行取締役は、年度での自己評価結果を取締役に提出します。取締役会は同結果の妥当性評価を諮問委員会に諮問し、同委員会は年度の評価を協議し、諮問委員会としての評価を答申し、取締役会に諮ります。なお評価に関する協議が実施できるよう、社外役員も経営戦略会議等にオブザーバーとして参加します。

4. 株式報酬(非金銭報酬)の内容及び額もしくは数または算定方法の決定に関する方針

株式報酬は、退任時に譲渡制限が解除される譲渡制限付株式とします。

支給基準期間(各事業年度)において各対象取締役に對して付与する譲渡制限付株式の数は、各取締役の月額報酬額を基準に諮問委員会の審議を経て取締役会で決定した額を、譲渡制限付株式報酬付与のための株式の発行又は処分にかかる払込金額(取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として、取締役会で定める。)で除した数(100未満の数は直近の100に切り上げる。)とします。

事業報告

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	譲渡制限付 株式報酬	
取締役(社外取締役を除く)	122,167	95,040	21,000	6,127	3
監査役(社外監査役を除く)	13,799	12,000	1,000	799	1
社外取締役	9,632	8,400	700	532	2
社外監査役	7,032	6,000	500	532	2

(注) 当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容は上記に従い、諮問委員会の答申を尊重した内容となっており、相当であると判断しております。

(5)社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
社外監査役岩田誠氏は、高知工科大学の副学長及び株式会社DDSNAの取締役であります。当社とこれらの法人との間には、特別な関係はありません。
- ② 主な活動状況(取締役会及び監査役会への出席状況及び活動状況)

区分	氏名	出席状況、活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	長 山 育 男	当期開催の取締役会21回のうち20回に出席し、主に弁護士としての豊富な経験・識見から、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、中長期的な企業価値向上を図る観点からの発言を行っております。また、諮問委員会11回のうち10回に出席し、独立社外役員の立場から、取締役会の意思決定の透明性・公平性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現する観点からの発言を行い、当社の経営監督機能の強化に重要な役割を果たしております。
取締役	十 川 智 基	当期開催の取締役会21回のうち21回に出席し、主に公認会計士・税理士としての幅広い知識と経験及び企業経営に関わる豊富な見識に基づき、社外取締役として客観的に当社の経営監督機能の強化に対し適宜重要な発言を行っております。また、諮問委員会11回のうち11回に出席し、諮問委員会議長として独立した立場から客観的な議論を行い、当社の役付取締役の選定や報酬を決定するに当たっての方針と手続の妥当性について、有用な発言を行っております。

区分	氏名	出席状況、活動状況及び 社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役	高 芝 貴 彦	当期開催の取締役会21回のうち21回に出席し、主に税理士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。また、当期開催の監査役会6回のうち6回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、諮問委員会11回のうち11回に出席し、社外役員の立場から、取締役会が役付取締役、取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続等に関し積極的な発言を行っております。
監査役	岩 田 誠	当期開催の取締役会21回のうち20回に出席し、主に工学博士としての豊富な経験を通じて培った知識・見地から適宜必要な発言を行っております。また、当期開催の監査役会6回のうち6回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、諮問委員会11回のうち11回に出席し、社外役員の立場から、取締役会が役付取締役、取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続等に関し積極的な発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2)当期に係る会計監査人の報酬等の額

当期に係る会計監査人の報酬等の額 16百万円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人がその独立性を担保し、監査の品質を確保することが必要であることに留意し、以下の手順で会計監査人の報酬等について妥当性を判断しました。結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

(1)会計監査人から前期の監査体制や監査計画と実績の差異等の報告を受け、監査実績の分析・評価を行い会計監査の相当性を判断しました。

(2)取締役との協議、業務執行者からの説明聴取及び意見交換を行いました。

(3)新事業年度の監査計画における監査時間及び報酬等の見積について、過去の計画時間及び実績時間の推移に照らし不合理な点がないか等に留意し、それらの妥当性について分析、検討しました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3)非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- ① 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断する場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。
- ② その他監査役会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

- (1) 当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。
- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社では、役員・使用人が社会的良識、規範に基づき行動するよう「兼松エンジニアリング精神」・「基本理念」を定める。
 - (b) 取締役会は「取締役会規程」・「役員規程」によって定められた基準に従って、経営の基本方針等重要な業務の執行を決定する。
 - (c) 取締役会は、原則月1回開催され、各取締役は職務の執行状況を報告するとともに、他の取締役の職務執行に対する意見表明を行い、相互に監視・監督する。なお、全監査役も出席し、監視・監督する。
 - (d) 週1回、各取締役、執行役員、部門責任者、支店長、役員が指名した者から成るマネージャー会を開催し、業務執行上の問題点・重要事項について報告・協議する。このマネージャー会には常勤監査役も出席し意見表明する。
 - (e) 社長直属の内部監査室を設け、「内部監査規程」・「内部監査実施要領」に基づき監査を実施し、問題点には必要な対策を講じることにより、職務執行の適正化を図る。
 - (f) 「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンスの統制方針、体制、行動規準を定める。
 - (g) コンプライアンスの徹底・強化を図るため「コンプライアンス委員会」を設ける。
 - (h) 「内部通報者保護規程」を定め、役員・使用人等の地位のいかんに関わらず、不正行為等の早期発見と是正を図る。
 - (i) 「反社会的勢力対策規程」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決するものとし、一切の関係を遮断する。
 - ② 取締役及び使用人の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 当社は、法令及び「文書管理規程」に基づき、関連資料を保存・管理する。
 - (b) 関連資料を保護・管理するため、以下の規程を定める。
 - ・「機密管理規程」 ・「コンピュータ情報管理規程」
 - ・「個人情報保護規程」 ・「情報セキュリティ規程」
 - (c) 取締役及び監査役より、これらの関連資料の閲覧要請があった場合は、直ちに提出できる体制とする。
 - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 全社的なリスクは、取締役会・マネージャー会・重要会議等で把握・管理する。
 - (b) 各部門での業務上のリスク管理は、それぞれの管理部署が対応する。
 - (c) リスクの防止及び当社損失の最小化を図るため「リスク管理規程」を定める。

- (d) その他に特定のリスクを管理する組織として、「安全衛生委員会」・「品質管理委員会」・「予算委員会」・「情報セキュリティ委員会」・「開発委員会」を設ける。
- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 代表取締役は複数代表者制を採用し、相互牽制、意思決定のスピードアップを図る。
- (b) 取締役会は原則月 1 回開催し、必要に応じ随時臨時取締役会を開催する。また、週 1 回、各取締役、執行役員、部門責任者、支店長、役員が指名した者から成るマネージャー会を開催し、経営・業務運営上の問題点の共有化、意思決定の適正化・迅速化を図る。このマネージャー会には常勤監査役も出席し意見表明する。
- (c) 取締役及び使用人による、適切かつ迅速な意思決定、執行が行えるよう、「組織規程」・「業務分掌規程」・「職務権限規程」・「稟議規程」を定める。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役が補助使用人を求めた場合は、その必要度に応じた体制を取締役と監査役が協議の上決定する。
- (b) 当該使用人は、他部署の使用人を兼務せず、専らその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役及び業務執行の責任者等から指揮命令を受けない。
- (c) 当該使用人は、監査役の指揮命令に従わなかった場合は、懲戒処分の対象となる。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 監査役は、取締役会・マネージャー会その他の重要な会議に出席し、取締役・使用人の職務・業務執行に関する報告を受けることができる。
- (b) 取締役及び使用人は、法令等の違反行為、経営・業務運営上の問題点または当社の業績に重大な影響を及ぼす恐れのある事項が発生した場合は、直ちに監査役に報告する。
- (c) 内部通報制度の担当部署は、取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
- ⑦ 監査役へ報告した者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 当社は監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役会には、必要に応じ代表取締役社長の出席を求め、経営の基本問題や重要事項について意見交換を行う。
- (b) 効率的な監査を実施するため、内部監査室と緊密な連携を保持する。

(c) 監査役は、適宜、当社の会計監査人より監査の結果を聴取するとともに、意見交換を行い、必要に応じ事業所監査に同行し、会計監査人との相互連携を図る。

(d) 監査役の半数以上は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。

(2) 当社の当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回の定時取締役会を開催しており、当期においては、定時取締役会を15回、臨時取締役会を6回開催しました。定時取締役会では、月次決算及び業務に係る報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。
- ② 当社は、監査役会規程に基づき、原則として3ヶ月に1回、定例監査役会を開催しており、当期においては、監査役会を6回開催しました。監査役会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査室長及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。また、常勤監査役は、当社の取締役会に加え、経営戦略会議等の重要な会議への出席や取締役及び使用人との面談を通じ、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- ③ コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、早期解決に取組むため、内部通報制度の体制整備を行い、役員・使用人等に周知しております。
- ④ 代表取締役社長の命を受けた内部監査室長による定期的な内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役社長に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。内部監査室長及び常勤監査役は内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。また、内部監査室長、監査役及び会計監査人は、意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、三者間で情報共有することで連携を図っております。

計算書類

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,706,357	流動負債	3,493,298
現金及び預金	1,579,529	支払手形	173,402
受取手形	243,793	電子記録債務	774,012
電子記録債権	839,129	買掛金	739,443
売掛金	1,370,293	1年内返済予定の長期借入金	349,996
商品及び製品	336,803	リース債務	1,614
仕掛品	1,974,573	未払金	78,914
原材料及び貯蔵品	303,286	未払費用	158,020
前払費用	45,455	未払法人税等	311,331
その他	14,717	未払消費税等	200,610
貸倒引当金	△1,226	預り金	12,991
固定資産	5,372,987	契約負債	129,735
有形固定資産	4,669,429	賞与引当金	466,720
建物	2,602,695	役員賞与引当金	23,200
構築物	131,936	製品保証引当金	66,000
機械及び装置	301,508	その他	7,306
車両運搬具	55,121	固定負債	1,445,690
工具、器具及び備品	61,057	長期借入金	1,132,517
土地	1,509,649	リース債務	6,726
リース資産	7,460	長期未払金	7,600
無形固定資産	232,333	退職給付引当金	298,846
ソフトウェア	228,609	負債の部合計	4,938,988
電話加入権	3,724	純資産の部	
投資その他の資産	471,224	株主資本	7,134,331
投資有価証券	20,935	資本金	313,700
出資金	8,890	資本剰余金	356,021
破産更生債権等	627	資本準備金	356,021
長期前払費用	643	利益剰余金	7,281,745
繰延税金資産	420,766	利益準備金	49,625
その他	19,989	その他利益剰余金	
貸倒引当金	△627	別途積立金	1,400,000
		繰越利益剰余金	5,832,120
		自己株式	△817,135
		評価・換算差額等	6,024
		その他有価証券評価差額金	6,024
		純資産の部合計	7,140,356
資産の部合計	12,079,345	負債・純資産の部合計	12,079,345

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		13,300,759
売上原価		10,100,777
売上総利益		3,199,981
販売費及び一般管理費		2,245,540
営業利益		954,440
営業外収益		30,759
受取利息	369	
受取賃貸料	19,082	
未払配当金除斥益	5,494	
スクラップ売却収入	2,712	
その他	3,100	
営業外費用		11,939
支払利息	9,794	
為替差損	218	
自己株式処分費用	750	
株式報酬費用消滅損	860	
その他	315	
経常利益		973,261
特別利益		21,871
固定資産売却益	636	
補助金収入	21,235	
特別損失		0
固定資産除却損	0	
税引前当期純利益		995,132
法人税、住民税及び事業税		395,211
法人税等調整額		△100,769
当期純利益		700,690

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	313,700	356,021	49,625	1,400,000	5,346,438	6,796,063
当期変動額						
剰余金の配当					△214,766	△214,766
当期純利益					700,690	700,690
自己株式の取得						
自己株式の処分					△243	△243
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	485,681	485,681
当期末残高	313,700	356,021	49,625	1,400,000	5,832,120	7,281,745

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△827,998	6,637,787	4,158	6,641,945
当期変動額				
剰余金の配当		△214,766		△214,766
当期純利益		700,690		700,690
自己株式の取得	△35	△35		△35
自己株式の処分	10,899	10,656		10,656
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			1,866	1,866
当期変動額合計	10,863	496,544	1,866	498,410
当期末残高	△817,135	7,134,331	6,024	7,140,356

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

① 製品・仕掛品……………個別法

② 原材料……………総平均法

③ 貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～38年

機械及び装置 8～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用分)

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

計算書類

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額から、中小企業退職金共済制度より支給される金額を控除した額を退職給付債務とする方法)により計算しております。

(5) 製品保証引当金

製品の売上に対する保証費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎に、将来の保証見込額を加味してサービス費用を見積り、計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は、環境整備機器関連事業並びにこれらの付帯業務の単一事業であります。

(1) 製品の販売

主に強力吸引作業車、高圧洗浄車、汚泥脱水機・減容機等の環境整備機器の製造及び販売を行っております。このような製品の販売については顧客独自の仕様に基づく製品を引き渡した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

(2) 部品等の販売

主に国内における環境整備機器のアフターパーツ等の販売を行っております。このような部品等の販売については、出荷時から顧客に引き渡した時点までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており重要な金融要素は含まれておりません。

計算書類

(貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額 2,365,952千円

(株主資本等変動計算書関係)

1. 当期末日における発行済株式の数 普通株式 5,564,000株

2. 当期末日における自己株式の数 普通株式 675,775株

3. 剰余金の配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	214,766千円	44円	2024年 3月31日	2024年 6月20日

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	244,411千円	50円	2025年 3月31日	2025年 6月19日

計算書類

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

製品保証引当金	20,130千円
賞与引当金	142,349千円
退職給付引当金	93,657千円
長期未払金	2,382千円
貸倒引当金	565千円
棚卸資産評価損	17,539千円
減価償却超過額	56,834千円
ソフトウェア	27,768千円
減損損失	6,073千円
株式報酬費用	22,479千円
その他	40,577千円
繰延税金資産小計	430,359千円
評価性引当額	△8,516千円
繰延税金資産合計	421,843千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,077千円
繰延税金負債合計	△1,077千円
繰延税金資産純額	420,766千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が3,904千円増加し、法人税等調整額が3,935千円、その他有価証券評価差額金が30千円それぞれ減少しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。当社は、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の販売管理規程に従い、営業部及び経営企画部が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が役員に報告されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金(原則として5年以内)は、主に設備投資に係る資金調達であります。なお、工場「テクノベース」建設に伴う長期借入金は10年の返済期間としております。

営業債務及び長期借入金は、流動性リスクに晒されており、また、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、当社では、経営企画部が月次に資金繰計画を策定する等の方法により管理し、予算委員会にて報告しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

計算書類

2. 金融商品の時価等に関する事項

当期末(2025年3月31日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)投資有価証券	20,935	20,935	—
資産計	20,935	20,935	—
(1)長期借入金	1,482,513	1,427,213	△55,299
負債計	1,482,513	1,427,213	△55,299

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形」「電子記録債務」「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金349,996千円を含んでおります。

(注1)金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,577,508	—	—	—
受取手形	243,793	—	—	—
電子記録債権	839,129	—	—	—
売掛金	1,370,293	—	—	—
合計	4,030,725	—	—	—

(注2)長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	349,996	349,996	219,996	149,996	149,996	262,533

計算書類

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	20,935	—	—	20,935
資産計	20,935	—	—	20,935

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,427,213	—	1,427,213
負債計	—	1,427,213	—	1,427,213

(注)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金349,996千円を含んでおります。

計算書類

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引関係)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(有)立花溶材商会	なし	当社への 部品等の供給	部品の仕入等	79,685千円	支払手形	14,985千円
						買掛金	6,323千円
						未払金	782千円

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 部品等の購入については、市場価格に基づいて価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 取締役山本夢一の近親者が議決権の72%を保有しております。

(1株当たり情報関係)

1. 1株当たり純資産額	1,460円73銭
2. 1株当たり当期純利益	143円38銭

計算書類

(収益認識関係)

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

品目	売上高(千円)
強力吸引作業車	9,333,615
高压洗浄車	1,800,312
粉粒体吸引・圧送車	176,200
部品売上	1,160,665
その他	829,966
合計	13,300,759

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項） 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3)当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高等

(単位：千円)

	当期
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,045,134
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,453,844
契約負債(期首残高)	263,114
契約負債(期末残高)	129,735

契約負債は、主に、製品の引き渡し前に顧客より受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当期に認識された収益の額のうち期首時点で契約負債の残高に含まれていた金額は、263,114千円です。また、当期において、契約負債の残高の重要な変動はありません。

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

兼松エンジニアリング株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田林 一毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 康弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、兼松エンジニアリング株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。

継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日における、第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査方針、重点監査項目、職務分掌及び監査実施要綱を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査計画等に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、随時質問及び意見を述べました。重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び全ての事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 「内部統制システム」(取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制)の整備状況について、取締役及び使用人等から報告を受ける等して確認し、検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項(KAM)については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

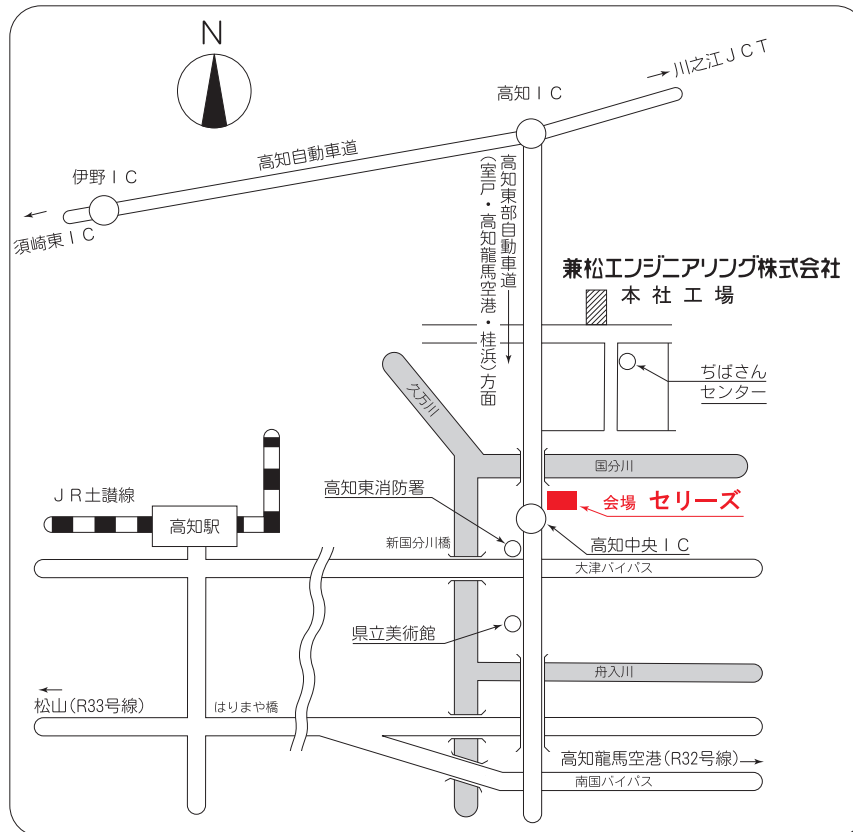
兼松エンジニアリング株式会社 監査役会

常勤監査役	中 野 守 康
社外監査役	高 芝 貴 彦
社外監査役	岩 田 誠

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 高知市高須砂地155番地
セリーズ
3階レインボーホール
電話 088-866-7000



- 車でお越しの場合
高知東部自動車道
高知中央ICを降りてすぐ

- タクシーでお越しの場合
 - ・ 高知龍馬空港より約25分
 - ・ JR高知駅より約8分